

放送を巡る諸課題に関する検討会
公共放送の在り方に関する検討分科会（第8回）

参考資料

1. 日時

令和2年9月15日（火）13時30分～15時10分

2. 場所 Web開催

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷分科会長、小塚構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、西田構成員、林構成員

(2) 総務省

高市総務大臣、谷脇総務審議官、秋本情報流通行政局長、湯本大臣官房審議官、犬童同局総務課長、井幡同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進室長、佐藤同局放送政策課企画官、富岡同局放送政策課企画官、萩原同局放送技術課長、林同局地上放送課長、三島同局情報通信作品振興課長、吉田同局衛星・地域放送課長、廣瀬同局地域放送推進室長

(3) ヒアリング対象者

一般社団法人日本民間放送連盟永原専務理事、一般社団法人日本新聞協会林委員長、同協会稲葉幹事、一般社団法人衛星放送協会岡本専務理事、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟林専務理事

4. 議事要旨

(1) 高市総務大臣挨拶

- ・ 開会に際し、高市総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【高市総務大臣】

みなさま、こんにちは。

多賀谷分科会長をはじめとする構成員の先生方、また、ヒアリングにお越し下さいました日本民間放送連盟、日本新聞協会、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟の皆様方、本日も、ご多用なか、ご参加いただき、ありがとうございます。

今回のヒアリング項目に挙げさせていただきました「NHK中期経営計画案」と「受信料制度」に関する皆様からの資料につきましては、事前に拝読をいたしました。

中期経営計画につきましては、何よりも、受信料水準についてのご関心が高いと受け止めました。国民・視聴者の皆様の負担に直結する問題ですので、当然のことだろうと思います。

NHK自ら、「中期経営計画案」の中で、衛星波やラジオ波の削減の方向性を打ち出され、その新放送センターの放送設備の効率化に言及されるなど、「事業規模の圧縮」に舵を切られたわけでございますので、それを賄う「受信料」につきましても、特に負担感のある「衛星付加受信料」を含めて、引き下げの方針が示されなかったということは、国民・視聴者の視点からすれば、ありえないという思いの方もおられるのではないかと思います。

今年1月に就任された前田晃伸会長がさらにリーダーシップを発揮され、「スリムで強靱なNHK」を国民に実感していただけますよう、国民・視聴者や関係団体のご意見も踏まえて、受信料水準の

見直しを含めて、改革の意思を貫徹されることを期待いたします。子会社・関連会社を含む「グループ経営」につきましては、「事業規模の削減」や「随意契約比率の見直し」なども重要でございます。NHKにおいて、「中間持株会社」の具体像を早期に明確化していただきたいと考えます。「グループ経営」に関しましては、先週9月10日の前田会長の会見で、「民業圧迫」について意見を受け付ける専用窓口を設けられたという旨の公表があったと承知をしております。

NHKにおかれましては、外部事業者の皆様のご意見も十分に踏まえて、国民・視聴者の皆様の受信料で成り立つ「公共放送」として、節度を持った業務運営に努めていただきたいと思います。また、「受信料制度」につきましては、民放を含めた放送分野全体への貢献の視点を取り入れるべきであり、衛星放送の「受動受信」の問題を含め、「テレビ離れ」を加速しないようにすべきだと考えます。

一方で、先週の前田会長の会見で、インターネット活用業務は、「本来業務」とすることが実態に合っているとのことのご発言があったと聞き、私も、当日の会見録を拝読いたしました。「通信・放送融合」の時代でございますので、テレビチューナーのないモニターなどの新たなデバイスでNHKの番組は視聴したいというニーズがあればそれに対応していくことも必要でございます。

ただ、ご出席の皆様におかれましてはご案内のとおり、「NHKプラス」を含むインターネット活用業務は、放送法第20条第2項に基づいて、「任意業務」とされており、また、第20条10の4で、大臣認可にあたっては、業務の実施に過大な費用を要するものでないこととされております。

受信料を充てることに制約のない「本来業務」とは、制度的な位置づけが異なっております。

また、「NHKプラス」につきましては今後の普及が期待されている段階でございます。

こうした状況を踏まえましたら、NHKにおかれて、まずは、現行制度について、インターネット活用業務をどのように効果的に提供できるのかご検討いただきたいと存じます。

他方、通信・放送融合時代を見据えた、「NHKの業務範囲規律」の在り方については、これまで、放送法第64条が「テレビ受信機の設置」を基準として受信料制度を定めていることと不可分のものとして、構築されてきたということ踏まえて、受信料制度の在り方と一体的にこの分科会で検討されるべきものだと考えます。

構成員の先生方におかれましては、今後の更なる視聴環境の変化に対応した、「公平」で「納得感」のある、また、低廉な受信料制度について、引き続きのご検討をよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございます。

(2) 関係者へのヒアリング

- ・ ヒアリング対象者から、ヒアリング項目に基づく説明に続き、質疑が行われた。

(3) ヒアリング及び質疑模様

【永原専務理事】

今年の5月に引き続いて見解を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。本日は、あらかじめ幾つかのご質問事項を頂戴しておりますので、できる限りご質問へのお答えになる形で、NHK中期経営計画案のパブリックコメントで民放連が示した意見、基本的な考え方をご説明したいと思います。

資料の1ページをご覧ください。当連盟はNHKの三位一体改革に賛意を示してきました。それは業務・受信料・ガバナンスの改革は相互に密接不可分だからであります。一例を挙げますと、NHKはインターネットでの常時同時配信を今年3月からスタートさせましたが、もしこれを本格的に行いたいということであれば、何を財源に充てるのかという問題の整理をしない限り、財源の根拠なき業務となってしまいます。

NHKはその名が示すとおり日本放送協会であって、その財源は放送波の受信設備すなわちテレビと紐づいております。テレビでなくスマホやタブレットで視聴可能とすることを本格的に行いた

いのなら、テレビと紐づく受信料を見直すことが道理であるわけで、だからこそ、業務改革と受信料改革は相互に密接不可分であり、ガバナンスも含めて3つの改革を具体的に進める必要がある。これがこの諸課題検討会で打ち出した基本テーゼであると理解しております。

しかしながら、インターネットでの常時同時配信が今年3月にスタートを切ったにもかかわらず、いまだ受信料制度をどう見直すのか具体的な改革案は示されておりません。当連盟は受信料制度の見直しを含めた改革の全体像を早期に示していただくことが最も重要であると考え、パブコメでもその点を最初に強調したところです。

続きまして、受信料に関する民放連意見では、5月のヒアリングでも指摘しました2つの課題について改めて触れました。資料の2ページをご覧ください。

課題の1点目は、集合住宅における共同アンテナの整備などにより、居住者の意図とは関係なく衛星受信環境が整っているために、テレビを買うと衛星波を含めた受信料を支払う義務が生じるという、受動受信問題です。衛星放送が開始された当初、視聴者は衛星放送をプレミアムサービスと考え、衛星付加受信料もその対価として受容していたと考えられます。しかし、NHK受信契約に占める衛星契約の割合は一昨年度に50%を超え、今や衛星込みの受信契約が事実上の標準となっております。

この問題について先月26日の分科会でのNHKの回答は、保有するメディア全体（地上波・衛星波・インターネット）の状況を踏まえて検討すべき課題であるというものでした。この答え方は、本人の意図と関係なく受信環境が整っているがために支払い義務が発生してしまうという、受動受信問題の本質を見誤っている見解と言わざるを得ません。インターネットで検索すれば、「あなたのマンションはBSアンテナをつけているから支払い義務があるとされていて無理やり契約させられた」といった不満の声が多数ヒットします。

しかも5月のヒアリングで指摘した2つ目の課題も考慮すれば、受動受信問題の解消に向けた見直しは待ったなしです。2つ目の課題とは、様々な動画配信サービスが普及する環境下において、衛星契約を含めた現行の受信料水準は特に収入の少ない若年層にとって過重な負担ではないかという点です。

構成員の皆様の年齢構成からすればお子様の年代かもしれませんが、親元から独立して一人暮らしを始める若者を想像してみてください。アパートもマンションも今や3波共用アンテナでないところを探すほうが困難でしょう。そして国税庁の統計によれば、20代前半の平均年収は200万円台です。何を切り詰めるか必死に考えて生活を成り立たせる必要があるとき、もしあなたのマンションはBSアンテナをつけているから月額2,230円の受信料を払う義務がありますと言われてたらどうでしょうか。それならスマホで動画配信サービスを見るからテレビは要らないとなりはしないでしょうか。今はもうテレビしか動画を楽しむすべがなかった時代ではないのです。

しかしながら、5月のヒアリングでこのように警鐘を鳴らしたにもかかわらず、NHKの中期経営計画案は衛星付加受信料を含めて現行の料額を維持すると明記し、今後3年間にわたり見直す考えがないことを表明しています。私どもの懸念に答えていないばかりか、国民・視聴者の受信料に対する不満や不信を解消しようという姿勢がみじんもうかがえません。そのため、民放連意見では、今回の計画期間中に受信料水準・体系の見直しを行うことを強く求めたところです。

この関連となりますが、NHKの中期経営計画案は衛星波及び音声波の削減に言及しています。事業規模の見直しはぜひともやるべきだと思いますが、これも向こう3年間現行の料額を維持すると言い切ってしまうと、受信料は今のままもらいますがサービスは落としますよという変な話になってしまいます。やはり、受信料の議論を置き去りにしていることが一番の問題だと思います。

繰り返しになって恐縮ですが、構成員の皆様に私どもの危機感をぜひ共有していただきたいので、あえて強調いたします。インターネットの世界は無料が当たり前です。あるいは圧倒的な物量のコンテンツをそろえて定額サービスとするかですが、その場合も月額1,000円前後が大半です。

資料の3ページ目に、5月の分科会でご説明した他の動画配信サービスと受信料との比較表を再掲いたしました。月額2,230円で地上波とBSの番組が見られますという現状の受信料水準のまま、果たして価格競争力があるのでしょうか。もしテレビ以外に代替する手段がなければ、「仕方ない、払うか」となるかもしれません。しかし、今や家電量販店やネット通販で大型の4Kディスプレ

ーパネルが低廉な価格、例えば55インチで6万円クラスの値段で簡単に買えます。テレビ放送用のチューナーは搭載していませんが、そこにAmazon Fire TV Stickのようなデバイスを挿せば、YouTube、Abema、TVerといった無料の動画サービスはすぐに視聴でき、月額1,000円前後払えば、Netflixなどの有料定額サービスも大画面で楽しむことができます。

ですから5月のヒアリングで受信料の水準を見直すことが急務だと訴えたわけです。それだけに、今回の中期経営計画案が現行の料額を維持すると明記し、今後3年間にわたり見直す考えがないことを表明したことは大変残念です。

その延長線でもう一つ懸念を申し述べます。ご質問事項にもありました、先月26日の分科会で、担保措置を伴う受信設備の設置申告義務の導入が話題になりました。また、受信機未設置の申告がない限り原則として徴収対象とする制度という、設置申告義務を裏返したような制度についても言及がなされております。

これに対する私どもの考えや、この制度を導入すると仮定した場合のメリットと惹起され得る問題を資料の4ページ目に記載しました。確かに、支払い率の向上は公平性の観点から重要な論点です。また、営業経費が高止まりしていることも大変問題であると思います。しかし、その是正のためにテレビを設置した人に設置申告義務を課したり、未申告を原則徴収対象としたりすれば、ますます「だったらテレビは要らない」という人が増えてしまうことを強く恐れます。

部分最適、全体最適という言葉があります。部分的な一部の利益を追求しても、そのことが結果的に全体の利益を損なってしまうケースがある。だから企業や組織は全体の利益の最適化を追求しなければならぬという考え方です。

こうした制度の導入は部分最適の典型例ではないでしょうか。受信料の支払い率向上や営業経費の削減という部分的な利益を追求するあまり、テレビ離れを推し進めてしまう可能性がある。全体の利益を損ねてしまう可能性がある。そのようなことはやめるべきだと思います。導入した場合の国民・視聴者の不快感や反発、それに伴っての一層のテレビ離れの可能性、そして受動受信問題の解消や適正な受信料水準への引下げが全く手つかずのままであることを思えば、得られるメリットとしててんびんにかけて考えても、部分最適を追求する危うさをご理解いただけるのではないのでしょうか。

NHK中期経営計画案に対する民放連の意見に戻ります。資料の5ページ目に、インターネット活用業務の在り方に関する民放連意見を掲載しています。現行の中期経営計画では「放送を太い幹としつつ、インターネットも活用し」と、放送とインターネット活用業務の位置づけが明確でした。ところが今回の中期経営計画案は「コンテンツを、合理的なコストにより最適な媒体（地上波・衛星波・インターネット）で提供する」という表現で、放送とインターネット活用を横並びに位置づけています。こうした記述は、放送波というプラットフォームの将来像を示すことなく、なし崩し的にインターネットにその重心を移行していく姿勢を示すものです。まさしく、改革の全体像を示すことなく、業務の領域を広げようとするもので、甚だ問題です。

ご承知のとおり、インターネット空間には多様な民間事業者が既にプレーヤーとして存在しています。中でも動画配信サービスは競争が激しく、各プレーヤーとも収支を気にしながら会員獲得に向けてしのぎを削っている状況です。一方、NHKは特殊法人です。総務大臣の認可をもらえば、パーセントをいじるだけでインターネット事業に投入できる費用を簡単に増額できてしまいます。収支を気にしないで済む特殊な存在である以上、市場競争への影響を強く意識していただかないと困ります。

インターネット活用業務に関しては、NHKの前田会長が先週の記者会見で、本来業務という位置づけのほうに今の実態に合っているとご発言されました。その一方で、NHKには肥大化しているという批判があるので、インターネット活用業務は抑制的にやる旨の発言もなされています。これは少しおかしな議論で、インターネット活用業務を放送の補完でしか行うことができないのは、テレビにひもづく受信料の流用だから制約されているのであって、これは総務省の有識者会議、放送政策に関する調査研究会が整理検討して、2013年に打ち出した考え方であると理解しています。

もちろん、既に7年の歳月がたつことから、見直すこと自体は否定しませんし、放送・通信融合の

時代だからこそ見直しを急ぐべき本来業務という位置づけが望ましいとおっしゃるのであれば、一刻も早くテレビにひもづかない受信料の仕組みを考え、お示しいただくのが筋です。

現在のNHKプラスが受信料を払っている人への付加サービスという位置づけとなっていることは、受信料が放送波の受信設備とひもづいているその制約要因をNHKさん自身もきちんと自覚しているからだとして理解しております。受信料が放送波の受信設備に紐づく以上、放送以外の事業への流用には一定の制約があるのは当然のことです。インターネット活用業務に制約があり、受信料の流用に上限が課せられるのは、要するに肥大化や民業圧迫の批判があるからではなく、NHK自らが抱える内在的な要因、すなわち受信料が放送波の受信設備に紐づいているからです。

言い方を替えれば、NHKがスマホやタブレットで視聴可能とすることを本格的に行いたいのであれば、テレビと紐づく現在の受信料を根本から見直さないと理屈に合いません。ですから、受信料制度を含めた全体の改革像を早期に示してほしいと言っているわけです。

最後に、受信料制度をめぐる議論で構成員の皆様の一つ要望を申し述べたいと思います。資料の6ページをご覧ください。NHKは今回の中期経営計画案で放送メディア業界の発展に貢献することを掲げております。この点について民放連意見では、放送文化の一層の向上のために障害者向けのユニバーサルサービス充実に向けた取組など、多様な分野において民放事業者との協力関係を深めてほしいと要望したところですが、受信料制度をめぐる議論でも、民放も含めた放送文化全体に裨益する使い道という視点もぜひとも持っていたいただきたいという要望です。

民放、とりわけ地方ローカル局の存在意義が多元性、多様性、地域性にあることを思えば、地域に密着したニュースの報道や地域情報の発信こそが一丁目一番地の役割であり、そこに経営資源をより注力したいと考えるのは自然なことです。そのために、放送サービスの維持あるいは向上に係る部分は、受信料を財源とするNHKにより多く負担してもらえないかという要望は会員社からよく耳にします。例えば、親局・中継局・ミニサテ局で構成される放送ネットワークはNHKとの共同建設が進んでおりますが、その維持コストは非常に重たいものとなっております。特に数十から数百世帯をカバーするミニサテ局の場合、以前はNHKがアンテナや鉄塔など共用部は無償で民放に提供してきておりましたが、地デジの際に波数に応じた負担、つまり民放側がより多く費用負担をすることとなりました。数年すると更新の時期となりますが、これなどは条件不利地域へのユニバーサルサービスの維持という発想で、受信料財源を持つNHKがより多く負担するという考え方も成り立つのではないのでしょうか。

先ほど、NHKの受信料が高止まりしたままでは若者を中心にテレビは要らないという生活スタイルを助長してしまうのではないかと懸念を表明しました。そのような事態は、結果として民放各局のチャンネルも同時に視聴してもらえなくなることを意味します。つまり、NHKと民放は放送波という同じプラットフォーム、同じ船に乗る存在というわけです。NHK受信料をめぐる3年前の最高裁判決は、NHKと民放が放送波という同じプラットフォームを用いることにより国民全体の福祉に奉仕している姿を描いていると私も受け止めております。このことは逆もまた真なりで、放送波というプラットフォームはNHKだけでなく、民放の存在もあって初めて成り立つということなのです。

以前の検討会である構成員の方が、受信料をなぜ払わないか、その理由を含めて実態を調査すべきだという趣旨のご発言をなされています。実態を把握することは大切ですし、ぜひともやっていただきたいと思うのですが、もしそのような調査を行うのであれば、なぜ受信料を払うかという設問も設けてはどうでしょうか。そうすれば、民放の番組を見たいからという回答も少なからずあるのではないかと想像します。当たり前といえば当たり前ですが、テレビはNHKの番組だけを見るためのものではありません。そうであれば、NHKの受信料は民放も含めた放送文化全体に裨益する使い方があってしかるべきではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会・経済活動は大きな制約を受けています。既に民放各社の経営には影響が出ております。放送の二元体制の一翼を担う民放各社がこの苦しい状況の中でも地域に根差した情報発信や地域社会の文化の維持・発展などに寄与し続けるためにも、NHKには放送全体の発展につながる取組を一層進めていただき、民放各社とも協力関係を深めていただきたいと思っております。

このような視点からの受信料制度の改革を強く期待しまして、私の発言を終えたいと思います。ありがとうございました。

【林委員長】

日本新聞協会メディア開発委員会委員長をしております、中日新聞社の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、中期経営計画案について基本的な考え方を私から申し述べさせていただきます。

NHKは次期経営計画案で、事業支出を630億円削減する一方、重点分野に130億円を新規投資し、3年間で差引き500億円の費用削減をする考え方を示しました。費用削減自体は評価できますが、抜本的改革に踏み込んでいないとは言えず、従来求められてきた「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革を体現する内容にはなっていないと思います。その原因はNHKが計画案でキーコンセプトとした「NHKらしさ」について、視聴者・国民の視点や改革の本旨よりも、従前のグループ規模を維持することに重きを置いて定義されたことにあると考えています。

NHKは計画案で、毎年6,700億円の収入を見込むとしています。BS・音声波の整理など一部を除き、業務自体の改廃ではなく、個別業務のスリム化で経費削減を実現するとしていること、さらに子会社改革についてほとんど言及されていないことを考えますと、計画案は現在の受信料収入規模とグループ全体の業務範囲を維持することを前提に、限定的なコストカットを企図したものであると考えられます。

NHKは「NHKらしさ」の基本を「視聴者・国民の知る権利を充足し、健全な民主主義の発展に貢献」「視聴者一人一人の生活の安全、豊かさ、文化創造に貢献」などの公共的価値としています。視聴者・国民の視点に立ち、かつ三位一体改革を踏まえて「NHKらしさ」というものを考えるとき、NHKが最優先でなすべきことは、公共放送として担う業務範囲を、子会社を含めて自ら抑制的に規定することだと思われまます。公共的価値、とりわけ報道や教育、教養に軸足を置くことで業務自体の改廃が検討可能となり、その結果として必要最小限な事業支出、つまりは視聴者・国民に転嫁する受信料の水準を算出することが可能になると思っております。

以上の基本的な考え方にに基づき、計画案の具体的な論点について稲葉から述べさせていただきます。

【稲葉幹事】

通信・放送メディアの将来像と法制度に関する研究会の幹事をしています稲葉です。

最初の論点としまして、番組のジャンル別管理を述べます。NHKは今回の計画案で、キーコンセプトとして「新しいNHKらしさの追求」を打ち出されました。その中に出されている番組のジャンル別管理につきまして、提案を申し上げます。

NHKの国内放送費は、放送波数に増減のない2008年から18年度の間に702億円増加しました。この間、受信料収入は735億円増加しており、先に指摘した総括原価方式の弊害が出たと見ることができます。このことから、計画案にある放送波数の整理・削減だけでは費用削減に直結するとは考えにくいと思います。その意味で、NHKが計画案で番組を「ニュース・スポーツ」「教育・福祉」「ライフ・教養・趣味・実用」「ドラマ・エンタメ・音楽・アニメ・映画」の4ジャンルに分けて制作費をコントロールする新しい考え方を表明したことは評価できます。そこでこの際、ジャンル別総合管理に加えて、視聴者・国民のニーズも踏まえながら「NHKらしさ」をさらに追求するため、新たな仕組みを検討してはどうかと思います。

日本の放送はNHKと民放の二元体制によって発展してきました。いずれも強い公共性が求められる事業体であります。極めて税金に近い性格を持つ受信料で成り立つNHKと、営利企業である民放とではおのずと役割が異なります。NHKが昨年11月に実施した世論調査で、総合テレビでよく見られている番組の上位10本中7本がニュースでした。NHKには、国民の知る権利の行使や、安心・安全により深く寄与する、報道や教育・教養といった分野に経営資源を集中することが求められています。

「NHKらしい」番組を編成し、民放との差別化を図る観点から、現在、免許条件上はNHK総合

と民放で同一である番組比率、教育10%以上、教養20%以上につきまして、NHKが自ら「報道」「国会中継」などの新たな項目を設けて相応の割合を設定するとともに、教育・教養の比率をより上昇させてはどうでしょうか。バラエティーやドラマの比率が抑制され、差別化も進み、結果として制作費の抑制にもつながる可能性があります。

放送法は番組制作と編成の自主自律を保障しています。ただ、現状でも放送法5条2や106条の番組調和原則を根拠として、免許条件で前記番組比率が明記されています。そのことを考えると、NHK自身が制作費の抑制に向けた取組を進めなければ、総務省が23年に予定される次回再免許の条件として、NHKに新たな番組比率を設定するようなことも考えられます。そのような事態を招く前に、NHKが自主的に「NHKらしい」番組比率を設け、制作費抑制に向けて取り組むことが求められています。

次に、インターネット活用業務についてです。当委員会はこれまで、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいては、NHKのインターネット利用を容認してまいりました。NHKのネット活用業務が任意業務である以上、放送の補完にとどまること、受信料制度との整合性を図ること、市場での競争が民間事業者を圧迫することのない公正なものとなることは当然です。2020年4月の常時同時配信、NHKプラス解禁に当たり、国会が改正放送法に「適切な規模の下、節度をもって事業を運営する」との決議を付し、総務省が費用を基本的に現行の枠内、受信料収入の2.5%以内に収めるよう求めたことは、当委員会の考え方と軌を一にするものです。

しかし、NHKの前田会長は2.5%を含む解禁に当たっての制約について「20年度限り」と言明しており、2021年度以降、インターネット活用業務の費用が拡大することを危惧しています。経営計画案でNHKは、インターネット活用業務の費用管理について「投資の適正性を検討するチームを立ち上げ、外部専門家の知見も活用し、業務の一部について費用の抑制的管理を試行的に進めていく」としました。その具体的な中身を明らかにし、従前どおり放送の補完である任意業務にふさわしい、抑制的な業務運営がなされるべきです。

さらに、NHKプラスは3月1日のスタートから僅か4か月で利用登録申請数が78万件（6月末時点）となり、新聞社のインターネットサービスには真似できないスピードで浸透しています。全国68の放送拠点を持つNHKが地域報道に本腰を入れれば、全国紙のみならず地方紙にも影響が及ぶ可能性があります。民放との二元体制だけでなく、新聞社のネットサービスとの共存を念頭にに入れて、抑制的に運用する配慮を求めます。

子会社・関連団体につきましては、NHKは計画案で「配当金は従前の規模を見込む」と現状維持の姿勢を明確にしています。NHKは子会社の再編によって改革を進めてきたとも主張していらっしゃいますが、子会社・関連会社の業務範囲と従業員数を維持し、1,000億円もの内部留保を持つに至った経緯を重視し、業務範囲の見直しなど抜本改革に着手するべきだと考えます。

NHKは子会社・関連団体の役割について、「公共放送の業務を補完・支援すること」と定義する一方、「副次収入によるNHKへの財政的寄与」も挙げています。受信料収納率の改善によって赤字体質から脱却して久しいことを考えれば、後者の役割はNHKの現状に合致しないのではないのでしょうか。非営利の特殊法人であるNHKの子会社・関連団体は、受信料を原資として制作されたNHKのコンテンツを使って事業を行っていることに鑑みれば、その役割はNHKのコストセンターであるべきで、かつその業務範囲は計画案で定めるNHK本体業務の枠から逸脱しない範囲にとどまるべきです。

具体的には、サイネージやアプリへのニュース配信、自治体イベントの企画・運営など、民間事業者が公正に競争している市場にNHK子会社等が進出することは、NHKが担う業務範囲を明らかに逸脱しています。NHKには、第三者のチェックを受けて子会社・関連団体の定款等を精査、グループとしてふさわしくない項目を削除し、削除項目に基づく業務の改廃を求めます。

このほか、委託費用が高止まりしている原因と指摘される随意契約比率の高さを低減する具体案も明確にしてほしいと思います。

最後に受信料についてです。NHKは計画案で、受信料水準は「事業収入と事業支出の考え方に基づき、現行の料額を維持する」としました。既に指摘しましたとおり、コストに見合った収入を確

保する意識の表れで、多方面からの受信料値下げ要請に応じておりません。次期計画の期間中においても、低廉な受信料を実現すべく努めるべきではないでしょうか。

受信料は、2017年12月に最高裁が受信料制度を合憲と判断したことを受け、2018年度末の契約率が82.8%に達しました。さらに収納率が上昇していることを考えると、特殊な負担金とされた受信料の性格は、より税金に近づいています。日本の受信料制度は受信機の設置にひもづいて契約義務が生じますが、支払い義務が明文化されていない影響もあり、受信料を払わずに視聴するフリーライダーの存在や、集合住宅などで契約の意図がないのに衛星放送を受信してしまう受動受信などの問題点が指摘されています。

こうした状況を踏まえつつ、受信料改革、すなわち受信料水準の見直しは、短期と中期に分けて進める必要があると考えます。短期的な改革は不公平感の是正、例えば総括原価方式にもかかわらず地上契約とほぼ同額を徴収している衛星契約の見直しです。前述した業務範囲の抜本見直しと併せれば、受信料水準がより低廉になる可能性があります。

中期的な改革は、より公平で低廉な受信料制度への移行です。総務省の有識者会議では、受信機の保有やアプリのダウンロードに依拠する英国型や、全ての世帯・事業所から徴収するドイツ型などが討議されていますが、視聴者・国民目線で新制度をつくり上げるには、国会をはじめ、より広い議論に付す必要があります。

【林委員長】

以上、中期経営計画案について述べました。

2の受信料制度に関する質問へのNHK回答について、新聞協会としては意見がまとまっておりません。しかし、私見として、私からまず報告させていただきたいと思えます。

③の部分、NHKによるインターネット活用業務などの展望に対するNHKの回答について、2の②の、通信・放送融合時代に向けた受信料制度の当面の課題というところで、ご質問の回答として、放送と通信の融合が進む中においてテレビを持たない方に対して、公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、NHKが信頼される情報の社会的基盤という役割を果たしていく上で重要な課題と考えているということで、インターネットを使うことでNHKに求められている情報の社会的基盤の役割を果たしてもらいたいと思っております。

これまで、インターネット活用業務については、放送の補完にとどまること、また市場での競争が民間事業者を圧迫することがない公正なものという範囲内で認められていると思えますので、そういう部分のところは、その範囲を超えていると思えますので、今後十分に議論する必要があることではないかと思えます。放送の多元性、多様性、地域性を踏まえて、ここは十分今後議論していかなければならないと思えます。

また、受信料制度におきまして、いつその受信料を下げるかということを確認してはいません。チャンネルが減るというタイミングが一つ考えられますけれども、民主主義の健全な発展、今現在懸念されているのはむしろ健全な民主主義の維持・育成であることを考えますと、あまねく情報を届けるというNHKの設立趣旨からしても、一早いご検討を期待したいと思っております。

以上、中期経営計画案について、特に受信料制度における今後の中期計画案について、これは私見ですけれども意見を述べさせていただきました。

【小塚構成員】

小塚です。民放連それから新聞協会からのご説明を頂きましてありがとうございました。

特に民放連のご意見は非常にクリアなメッセージが多く、また二元体制の意義を民放の側から位置づけてご説明いただきまして、二元体制の重要性についてずっとこの分科会で主張してきました私としても全く共感するところが多かったと申し上げたいと思えます。

質問させていただきたいことですが、資料の中で、それからご説明で大分詳しく言っていたのですが、NHKに対して民放事業者との協力関係を深めてほしいということをお書きいただいております。先ほどのご説明では設備の共用について特に費用負担と絡めてお話しいただいたのですが、この協力関係を期待しておられるのは専らインフラのようなところと理解してよろしいので

しょうか。それとも、文書でお出しいただいた資料8-2-2では、インターネット活用業務との関係で、また民間放送事業者との協力義務についてもご指摘になっていますが、そういうサービスなどに関する協力にもご期待あるいはご要望があるのか、その辺りを教えていただけますか。

【永原専務理事】

ご質問ありがとうございます。

ここは私たちも表現に気をつけなければいけないのですが、まずインターネット分野については、民放の場合、放送法でインターネット事業の規定がありませんので、個社の経営戦略に基づき、放送事業収入が減っていく中で、インターネット事業を拡大して、放送事業外収入を広げていこうというところで各社がそれぞれ色々な取組を行っています。TVerにNHKさんのコンテンツをさらに出していただくとか、JOCDNには資本参加もしていただきましたけれども、そういう分野の協力を拡大いただくというのは大変私たちも期待するところですが、これはどうしても個社の事業領域の話なので、民放連として具体的なことまで申し上げるのは難しいところがあります。

一方で、放送に関しては、NHKと一緒に同じ船に乗っている存在です。放送事業による広告収入がインターネット広告に総額で抜かれる状況に加えて、今回のコロナ禍の中で放送事業収入がかなり下がるのは避け難い状況です。そうすると、自分たちはどうしてもNHKのように赤字予算を組むことはできませんので、来年度は当然収入が減る分、費用を減らしていかなければいけないことに直面しています。ただ、単純に収入が減るから費用は減るとしても、自分たちの報道や地域情報の発信は削りたくないのです。そうすると、販管費の部分など色々これから考えていかなければいけない局面が増えてくると思うのですが、放送設備の部分についてはNHKと共建で対応しているところがありますので、非常に分かりやすい事例として挙げさせていただきました。

ただ、今回例示した放送設備に関することだけやっていたらいいという話でもありません。もっと幅広く、受信料をNHKだけが使うのではなく、もう少し放送文化全体で使うという視点があってもいいのではないかという問題提起でございました。

【西田構成員】

ご説明いただきましてありがとうございます。東京工業大学の西田です。

インターネット活用業務についてご質問させていただきたいと考えています。放送法を中心にしながら、制度からアプローチしているという要素がうかがえました。当然NHKの民業圧迫への配慮は必要だと思える一方で、実態や機能から考えていくと判然としないところもあるので、差し当たり両団体それぞれにご質問させていただきたいと考えております。

度々、比較の中に動画配信サービスについての言及があったかと思います。ただ、動画配信サービスというのは基本的にご承知のとおりプラットフォームであって、メディアではないという印象を持っております。特に報道を行わないというのが重要かと考えています。NHKはその一方で公共放送として報道網をつくって専門人材を育成しながら報道に携わっているところがあり、このコロナ禍の中でも総務省の調査でも信頼度として高い評価を得ているところがあるわけで、動画配信サービスの料金体系とNHKの受信料収入の水準を比較するのは適切ではないのではないかとと思うのが一点めでございます。

それから、そのようにコストを投じて制作したコンテンツを放送、それからネットも含めて公開して、広く便利な形で視聴されていくというのは、受信者益にもそれから国民益にも、それからさらに投入したコストのパフォーマンスという意味でも、それにかなうものと考えてるのが自然ではないかというところがもう一点ご質問したいところでございます。受信者益と国民益がトレードオフ関係にあるというわけでもないことにも留意が必要なのかと考えています。

またもう一点、民業圧迫に関連してお伺いしたいと考えており、抽象的には分かる一方で、具体的にどこが民業圧迫になっているのかと言われると、やや判然としない印象を持っています。特に現在の放送事業者の皆さんのインターネット事業、それから新聞社のインターネット事業のどのような側面と具体的にバッティングしているとお考えになるのかお伺いしたいということです。事業モデルからして、民放各社の売上げに占める動画配信事業の売上げは極めて小さいと。さらに言う

ならば、大々的な有償事業として動画配信事業に取り組んでいっしょに地方局もあるのではないかと理解しています。そのような点を専ら民放連と新聞協会双方にお伺いしたいところです。

それからもう一点、新聞協会にお伺いしたいところがございます。新聞協会におかれましては、NHKプラスの会員数の伸びに言及しながら、地域報道にNHKが本腰を入れていくと地方紙に影響が及ぶということを書かれていっしょに思います。ただ実際には、NHKプラスの実施以前から地方紙の発行部数それから経営環境はかなり厳しい状況に立っているのです、両者は直接関係しないのではないかと捉えることもできるかと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

【永原専務理事】

最初に、動画配信サービスと比較するのは報道の部分で差異があるので適切ではないのではないかとご指摘ですが、例えばAbemaであれば、Abemaニュースでリアルタイムのニュースを見ることができます。若い人は受信料を払いたくなくなれば、それこそあの手この手で自分に必要な情報を取得しようとすると思います。そのため、価格は決して無視できない要素ではないかと思えます。動画配信サービスがなく、動画を楽しむのはテレビしかなかった時代であれば全く考慮の対象外というのは分かるのですけれども、ニュース・報道の分野でも配信で今後もっと充実することが予測されています。例えばTVerで民放のニュース番組を本年初頭に実証実験を行っている状況です。

配信によりリアルタイムでニュースが見られることも、同時配信の実証実験を行うのも、放送・通信融合時代にどう対応していくかという流れの中で起きているわけで、NHKの受信料水準が他の動画配信サービスと比較したときにどうかという視点はこうした状況の中で大事なのではないかと考えております。

もう一点のNHKのインターネット展開が国民益という観点で重要ではないかというご指摘ですが、インターネットの分野には、外資系の事業者も含めて、様々なサービスがある中で、特殊法人であるNHKが受信料を際限なく、総務大臣の認可が得られれば流用できてしまう、その仕組み自体が必然的に民業に影響を及ぼすと思っております。

したがって、民業圧迫とか肥大化ということを理由に抑制的な対応が求められているのではなく、NHKは特殊法人だから抑制的な対応を求められるということです。放送協会であり、放送に紐づく受信料だから流用を制限されていると理解しています。

民業圧迫の具体例ですが、個別具体的な話というよりは、NHKの特殊法人という性格からして、民間には必然的に影響が出てくると理解しています。前田会長は銀行のご出身ですからご理解いただけると思いますが、民業圧迫という単語を最も多く使われたのは銀行の方々です。郵政民営化の際に、政府が株を保有していることをもって民業圧迫の懸念をステートメントで何度も公表されております。NHKが受信料という財源が確保された特殊法人という希少な存在だからこそ、民間の側が収支を気にしながら競争している分野に対して出てくることは慎重であるべきだというのは、基本的な考え方として間違っていないと思っております。

【稲葉幹事】

稲葉でございます。

最初の質問の料金体系については、NHKの受信料が高い料金水準に据え置かれていることがテレビ離れの一つの理由であるという民放連の主張に賛同しています。

NHKのネット業務についてはご指摘の通り、当然、国民にとって利益もあると思います。一方で、業務自体の抑制的な規定も必要だと考えています。とりわけ、国民の安心・安全にかかわる分野への報道や教育、教養分野に軸足を置いてはどうかと考え、意見書でもその点を提起しました。

民業圧迫に関しては、地方でのイベント事業などが例に挙げられます。地方の放送局や広告会社は地元でのイベントを収入源としている場合も多いところですが、NHKが番組と紐づけたイベントを行い競合する事例もあると聞いています。そうした業務範囲を逸脱している事例はあるのでしょうか。

そして、地方紙の経営環境についてNHKプラス以前から厳しい状況だったというのは、ご指摘

のとおりです。しかし、新聞各社は有料のデジタルサービスを運営しており、私もサービスを運営する立場で会員を増やしていく難しさを身にしみて実感しています。そうした観点から見ると、新聞社にとって脅威であると感じています。

【林構成員】

名古屋大学の林と申します。ご説明下さり、誠にありがとうございました。たいへん勉強になり、かつ私も共感する部分が多々ございました。

民放連様の資料についてでございますが、冒頭の小塚先生のご質問とかぶるのですが、重複があればご容赦ください。資料6頁の2ポツで、NHKには「民放事業者との協力関係を深めていただくことが重要である」と指摘しておられますが、その点について、質問がございます。さきほど専務理事からもお話がありましたように、とりわけローカル局は、いわば地元の広報・宣伝機関として、地域の応援団であると同時に、地域の民主主義を支える役割を担っておられるわけで、まさにそのような誇りをもって日々事業活動を行っておられると思います。他方で、新型コロナウイルスの感染拡大は、さきほど地方局への影響についても、ご指摘がございましたように、凶らずも、テレビ各社の経営環境の悪化を一挙に何年分先取りするおそれがあり、また仮に、このようなコロナの影響がなかったとしても、地方の人口減少の問題や、インターネットへの広告費のシフトなどの構造問題は、何ら従前と変わらないわけで、こうした問題に対応するために、最初の民放とNHKの協力関係という話に戻りますと、放送法改正でNHKは民放との協力が努力義務になりましたが、放送の高度化にあたってはNHKと民放の協調がさらに深化してもよいのではないかと思います。例えば、さきほどお話のあった常時同時配信について、NHKのTVerへの参加開始という動きもございますが、そういった相乗りの議論だけでなく、NHKと民放各社の共通PFの整備や共通の地域配信基盤整備といったことはありうると思うのですが、これについては規制改革推進会議でも似たような議論がございましたが、ただ放送高度化は、技術的な側面だけでなく著作権の問題等制度的な側面も含めて検討すべき課題ですので、こういったNHKと民放各社の協力深化の可能性についてはどのように認識しておられますでしょうか。

【永原専務理事】

ありがとうございます。

冒頭申し上げましたとおり、民放事業者にとってインターネット事業は放送法に規定されているものではなく、個社のそれぞれの事業領域の話です。民放連として、例えば配信プラットフォームについてご質問いただいても、明確な考えを立場上なかなか言いにくいところがございます。これは個社が行うも自由、行わないも自由という事業領域ですから、その領域について事業者団体が一つの方向性を申し上げるのは立場上難しいことを是非ご理解いただきたいと思います。

その上で申し上げますと、NHKは放送法でインターネット活用業務についても規定されておりますので、NHKの配信の基盤を民放も利用しやすいようなものにしていくとか、何らかのインセンティブを働かせて、民放もそれを使えるようにしていくといった意味での配信プラットフォームの議論は成り立つと思うのですが、最初から強制的に民放も一緒にというのは、制度上も難しいでしょうし、個社の事業領域であるためにそれはなかなか難しいと思います。

NHKのインターネット活用業務の在り方を議論なさるときに、民放のことも意識して、民放も利用しやすいようなプラットフォームを考えていただきたいと思います。例えば地域制御は良い例だと思うのですが、NHKがそれを実行されるかどうかはNHKの判断ですけれども、そういうものがあれば民放ローカル局も利用しやすいということはあるわけですが、ただ、民放も一緒になって制度をつくらうという議論をされてしまうと、インターネット上の動画配信サービスは民放事業者も展開していますが、非放送事業者も展開しています。そうした非放送事業者も含めての競争でありますから、我々民放事業者だけが制約を受けてしまうのは大変具合が悪いと思います。是非その点意識しながら、NHKのインターネット活用業務の在り方をご議論いただけるとありがたいと思います。

【新美構成員】

私は民放連さんに2点質問をさせていただきたいと思います。

一点は、ただいまの林構成員、それから小塚構成員の先ほどの質問とも絡みますが、全体的には問題意識が共通していますが、もう少しピンポイントに絞りまして、地域放送を充実させなければいけないということが喫緊の課題になりつつあると私は考えております。NHKそれから民放連ないしはローカル局が協力、あるいは支援し合うということの抽象論は分かるのですが、具体的にどんなアイデアがありそうなのか、今、思いつくものがあれば少し教えていただけたらということ です。

それから2点目は事実認識の問題ですが、民放連さんの資料の2番目で、若者がテレビを持たずにスマホだけでいいという考え方になっているのは受信料がその一因だと取り出しているのですけれども、どうもこれは学生諸君と会話ないしは少し個人的に興味があって聞いてみるのですが、受信料だけが本当にそういう影響を持っているのか、あるいは受信料がそれなりにウエートを持っているのかというのは、かなり疑問に思っております。

というのは、受信料をやめたらスマホで足りると言っているのですけれども、そうすると通信料がかかるのではないかと。どれくらいかかるかということでも聞きますと、受信料とあまり変わりませんと。では何でスマホでいいのかということも聞きますと、最終的にはコンテンツ次第ですという答えが出ておるわけです。この受信料にそういったテレビからスマホへの移行について影響力があるとおっしゃるのですが、何かその根拠となるようなデータがあれば教えていただきたいというのが第2点でございます。

【永原専務理事】

まず、協力の具体的な事例でございますけれども、先ほど申し上げたミニサテ局は非常に分かりやすい事例ではないかと思えます。エリア全体のうちのミニサテ局のカバー世帯は1%にも満たないのに更新期には億単位の費用がかかってしまう。以前は鉄塔やアンテナなどの共用部分は無償でNHKが負担いただいていたのが、地デジの時に波数割による負担となりましたので、民放のほうがより多く負担している。あと数年すると更新期を迎えますから、今のまま波数割負担ということでもあります。ローカル局からすればごくわずかな世帯のために億単位の費用を負担するという話になってきます。一部の会員社から具体的にそういう声を聞いておりましたので、今日は例示として挙げさせていただきました。

他にも、どうしても地方で色々イベントを行うときに、NHKの関連会社が入札されるということがあります。競争入札ですから、民間であれば一番安い金額で入札したところにするのは分かるのですけれども、NHKの関連会社の場合は受信料が回ってきているという状況にあります。その中で競争と言われても、これは違うのではないかとこの声もよく聞きます。そういうところはNHKさんの対応はもうちょっと是正がなされてしかるべきかと思えます。特に受信料の部分については民放も含めた放送文化に裨益するような用途の在り方の視点は考え方としてあるのではないかとこのことです。

それから、若い人のテレビ離れについて、その要因が受信料にあるのではないかとこの言ったつもりはなくて、もうYoutubeで十分ということなのだろうと肌感覚で自分も思えます。ただ、コンテンツの部分についてあまり私たちが「コンテンツが結局勝負ですよ」と言ってしまうと、受信料水準がほかの動画配信サービスと比較して明らかに高いことの問題意識が薄れてしまうことを逆に恐れてしまいます。

NHKにとっては収入は多い方が良く、なるべく下げたくないというのは自然の摂理だと思います。しかし、そのことによって結果として民放が正直申し上げて巻き添えを食っていますので、三位一体改革が求められているのですから、インターネット活用業務の部分について前に進めた以上、受信料についても大きく見直していただきたいということです。衛星付加受信料の見直しを含めて受信料の水準を引き下げるとこの機会に是非していただきたいと思えます。それだけで若者のテレビ離れの解消とこのならないかもしれませんが、ほかの動画配信サービスとある程度肩を並べるところまで下がってくるのであれば、民放にとって色々なことが考えられるのではないだ

ろうかと思っております。

【宍戸構成員】

東京大学の宍戸でございます。

私からは今までの構成員からのご質問とも重なる部分があるのですが、3点お伺いしたいと思えます。1点目は二元体制の問題、2点目は地域情報の問題、3点目は受信料徴収に関する情報の取得に関するものです。

第1点の二元体制は民放連様にお伺いしたいのですが、これまでいろいろお話をいただき、また構成員との質疑応答の中でも出ましたけれども、お話の受け止め方によっては、そもそも民間放送とNHKが同じ船に乗っていること自体がもはや限界があるのではないかと、恐らく受け止める向きもあり得るような気がします。

特に、若い世代のテレビ離れの問題について、ある種のリッチなコンテンツをNHKが提供することによって、民放が巻き添えを食うというお話の立て方を推し進めていくと、NHKはもう公共メディアで、税金類似で運営されるものにし、放送の世界はもう放送ということで、民間放送主体でやっていっていただくという形に、二元体制を解消する方向の議論も今後あり得るように思います。恐らくそういうご趣旨ではないのではないかとともに思いながら聞いていたのですが、この点について、基本的な哲学というか物の考え方をどうお考えなのかをお伺いしたいということです。

併せて申しますと、二元体制で同じ船に乗っていくということでありまして、NHKと民放がお互いに協力し合うと、NHKの協力が足りないというのは多分そのとおりなのだろうと思うのですが、逆に受信料をみんな払いましょう、これは放送制度全体を支えているのですからということも民放の方が発信していただくことも、受信料を放送文化を支えることにもっと使っていくこととセットであり得るのだろうと思います。この点についてお伺いしたいと思えます。

2点目は地域情報の話ですが、これは民放連様と新聞協会様両方にお伺いしたいところです。地域の情報が足りなくなっているのではないかと、視聴者・読者に足りなくなっているのではないかと、これは、新美先生がご指摘のとおりかなり重要な問題でして、そういう意味で、地域情報の発信にもっとNHKが力を注いでいくべきだというお話だと、民放連様のお話は受け止めました。

他方、新聞協会様のお話はよく分からないところもあるのですが、地域報道をあまりNHKがやるのはどうかというご趣旨もあったように思いますので、両団体様が考えていることが同じなのか違うのかということ把握したく、それぞれご趣旨をお伺いしたいと思えます。

3点目が受信料徴収に関する情報の取得に関連して、これは新聞協会様にお伺いしたいと思えます。民放連様からは、受信料徴収との関係で様々な情報の利用が加えてテレビ離れを加速させないかということで消極的なご意見があったと思いますが、新聞協会様がこの点についてどうお考えなのか。多分、新聞協会様加盟の新聞社は訪問でご苦労があるので、その辺についてはまた民放連様とは違うお考えがあり得るのかと思いましたので、その点も含めてお伺いさせていただければと思います。

【永原専務理事】

NHKをテレビに紐づかないまったく別の形にして、二元体制を解消するとまで私たちが申し上げているわけではなくて、考え方の整理を是非してくださいと申し上げているつもりです。

私たちは、二元体制が非常に意味があると思っていますし、地域情報をととても重要だと思っていて、ローカル局が果たすべき役割の一丁目一番地です。その部分に関しては、NHKにもっと頑張ってくださいかどうかの話ではなくて、NHKと切磋琢磨して、情報の発信、地域情報の発信、ニュースの報道のところに注力したいと思っています。

ただ、どうしてもNHKの受信料と異なり、民放の場合は収入が減れば支出は減らさなければなりません。そのときに、販管費の部分を減らすなどによって、制作費の削減という形を避けることができれば、大切であると思っている地域情報を発信することにエネルギーを割けることとなります。これがNHKと民放との二元体制の一番重要な点と思っています。

ただ、NHKがインターネットに本格的に進出なさりたいということであれば、それはテレビに

紐づく受信料とは異なる仕組みを考えないといけません。その部分が明らかになっていない中で、インターネットの世界に拡大していきたいというのは筋が違うのではないかと申し上げたのであり、二元体制を解消したいとか、軽んじているという趣旨では全くございません。

お答えになっていないかもしれませんが、よろしくお願いします。

【稲葉幹事】

NHKが地域情報やローカル情報を発信するのは当然大事です。これはわれわれが止めるものではありませんが、問題は放送法に定める業務の範囲を超え、ローカルメディアの領域に進出していることです。その結果、ローカルメディアが衰退し、地域情報の多様性が損なわれることを危惧しています

個人情報の取得につきましては後日書面にて回答させていただきます。

【多賀谷分科会長】

ありがとうございました。それではヒアリングの後半に移りたいと思います。

次に、衛星放送協会、岡本専務理事からご説明をお願いします。

【岡本専務理事】

衛星放送協会の岡本でございます。本日このような機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。それでは資料に基づいてご説明したいと思います。

2ページをご覧ください。我々、有料衛星放送事業者、番組供給事業者としてNHKさんに期待することとして、NHKの経営計画あるいは受信料制度について意見を述べさせていただきたいと思っております。

それでは3ページをご覧ください。NHKと民間放送の二元体制の中、我々は民間の有料放送として、第三極を目指して通常活動しているわけですが、NHKさんにおきましては、我々の専門性のある多チャンネルの多様性の大本というか、そのニーズに合ったものを最優先に番組として残していただくことが前提で、この3年間の計画を進めていただければありがたいです。その中で我々は有料放送ですので、国民がオプション、選べる、選んでいただいて、さらにそれを深掘りするような有料放送の存在でありたいというようなことで、お互いの関係を構築できればと考えているところです。もちろん民放さんとも連携を図っていきたく思います。

4ページです。民間では我々、採算的に困難な番組、取組が困難な部分・分野を重点的にNHKさんには展開していただきたいと考えています。また、新時代へのチャレンジですけれども、新しい3D、あるいはAR、VR、インターネットを活用したコンテンツということですが、そういった新技術の開発には大いに期待しているところです。また、その技術に関しましては、NHKさんだけではなく、我々を含めた放送メディア全体の発展に寄与することを要望したいと思います。

5ページです。インターネットの活用業務です。我々、現在有料放送事業者は、インターネットの同時再送信を希望している社は多数ありますけれども、非常に苦戦し、サービスをスタートできないチャンネルが多くあります。その最も大きな問題は著作権の問題です。NHKさんはぜひこの問題に中心になって取り組んでいただいて、我々と協力しながら色々な著作権のクリアができていければと期待しています。

6ページ、保有するメディアの在り方に関してです。右旋の3波を、公共メディアとしての価値を維持しつつ2波への整理・削減を実施することに関しては賛成、歓迎いたします。その際、整理・削減の時期を示される際には、視聴者に対する意向調査等々を行うと思っておりますが、その内容等々を開示していただければと考えております。

7ページです。4Kあるいは左旋放送の普及にNHKさんとして先導的な役割を期待しているところです。普及への貢献はもちろん、技術的なことも当然含んでおります。また、8Kに関しては、オリンピック・パラリンピック終了後に再度検討なさるとのことですが、NHKさんだけの問題ではなく、左旋全体というか、左旋の衛星放送全体の問題として捉えていただければと考えております。

8 ページ、受信料制度についてです。受信料に関しましては、我々は先ほど言いましたように有料放送ですので、国民の負担ができるだけないほうが良いので、当然のことですけれども、受信料は非常に少ないほうが当然ありがたいし、国民もそういう中で多様な有料放送を選択できると思います。諸外国に比べてみましても、日本の多チャンネルサービスは20%強でもう十数年伸びが止まっている状況ですけれども、そういう中で視聴者負担が減って、さらなる国民が専門度の高い、多種多様なジャンルを選べる、有料で選択できるというような環境を望んでおりますので、受信料の大幅な低減化を要望したいと思います。

9 ページは、衛星料金まで含むと2万4,000円かかるわけですけれども、今、下にありますスカパーさんの110度の基本プラン、これは50チャンネルが視聴できますけれども、月額3,960円です。これをNHKさんの受信料にこの視聴料を上乗せすると、年間5万円ほどの負担を強いているということになります。WOWOWさんは2,530円ですので3万円ほどです。非常に負担が大きくなるので、先ほど申しましたように、受信料の低減化はぜひお願いしたいと考えているところです。

それでは最後、10 ページは受信料制度ですが、これは付加でいろいろな徴収にかかる費用の件ですけれども、当然のことながら短期的にはその経費をできるだけ減らす方向で対応していただくことを望みますし、長期的には、なかなか100%の支払い率にするのは不可能だと思いますし、平等性の観点からも、新たな受信料制度の検討も必要ではないかと考えております。

最後に、衛星付加受信料でございます。衛星付加受信料に関しましては、既にネットでも実質的な値上げを検討されているのではないかというような批判も出ておりますが、国民の負担の増加につながることを前提にお考えいただければと考えています。

【林専務理事】

ただいまご紹介いただきました日本ケーブルテレビ連盟の林と申します。本日は発言の機会を頂戴し、大変光栄に思っております。

本日のテーマでありますNHKさんの経営計画案は、申し上げるまでもなくこれまでにない大変重い位置づけであるとともに、その内容は法律との兼ね合い、歴史的積み重ねと国民的理解等を背景に、多岐にわたるテーマが複雑に絡み合うものです。その中で、本日、日本ケーブルテレビ連盟としましては、ケーブル業界の活動と密接に関連するテーマとして、また特にケーブル業界のお客様の視点で、主に衛星右旋3波の整理・削減の段階的实施についてコメントさせていただきます。

お手元の資料の右下にページナンバーを振っておりますが、1 ページ目は目次、そして2 ページ目をご覧ください。本題に入ります前に、ケーブルテレビ業界の概要に触れさせていただきます。ケーブルテレビ業界は、もともとは難視聴対策として、NHKさん、民放さんの地上波を、ケーブルを通じて再放送することから業界がスタートしました。その後、地域密着コンテンツの自主放送コミュニティチャンネル、衛星多チャンネルの伝送、固定電話・インターネットサービス等を順次開始し、現在では3,100万世帯、全体の5割を超えるお客様につながっている業界です。

それでは本題に入ります。3 ページをご覧ください。ブルーの箱に記載しておりますのがNHKさんの経営計画の抜粋であります。衛星右旋3波の整理・削減の段階的实施についてです。まず、衛星右旋を3波から2波に削減することについては昨年から意向表明がありますが、そのスケジュールや基本的考え方についてはいまだ公表されておらず、私どもはお客様に説明できるだけの情報は得ておりません。仮に2K2波の1波化そのものにポイントがあれば、現在2K2波を視聴しておられるお客様に対し、あらかじめスケジュールを含めた十分な周知や人気コンテンツの取扱いの配慮等が必要と考えます。

現在ケーブル経由でNHK-BS2K2波を視聴しておられるお客様は1,200万世帯と思われる、ケーブル経由の割合は5割を超えますが、私たちとしては十分な関連情報等を頂戴した上で、これらの直接接しているお客様に対し丁寧に説明していくことが大事であると考えております。また、そもそも受信料については様々な意見、議論があることは承知していますが、現状の衛星付加受信料という立てつけの中で、2K2波から1波への減波イコール受信料の引下げを望む声も想定され、どのように説明していくのか、お客様への重要な説明ポイントの一つと考えられます。

ちなみにケーブル業界では約30年にわたって、お客様と直接接している利点を活用して、衛星契約獲得の効率的な取次ぎのお手伝いをさせていただいており、これまで累計385万契約にも達しています。この点も私どもがお客様宛ての事情説明に通常以上の責任を認識している背景であります。

一方、仮に2K2波の1波化の際、相当程度の4K化も前提になっている場合には、釈迦に説法ですが、4K化の課題をしっかりと認識し、解決する必要があります。

4ページをご覧ください。今回、衛星右旋を3波から2波に減波することに加え、最終的には1波にすることに初めて言及がありましたが、この場合には4K化の課題の認識と解決が必要であることはなおさらです。4K化の課題については、先の衛星放送の未来像に関するワーキングで整理された資料等を5ページ、6ページに載せており、詳しくは触れませんが、4Kチューナー内蔵テレビの普及、ケーブルテレビ経由受信の場合の技術的課題、最終的にはお客様に訴求するコンテンツの魅力といった、様々な難しい課題があることを改めて認識し、解決していくことが必要です。

7ページをご覧ください。ケーブル業界としては4K・8Kのロードマップの中で、いち早く2014年から種々の教宣・告知活動に取り組んでおり、2018年12月、BS4Kスタート後の現状では、4K-STBを経由して実際に4Kを視聴可能なお客様、約98万世帯、パススルーで家庭まで4Kを伝送しているお客様、約384万世帯となっております。パススルーの場合にはチューナー内蔵4Kテレビがあれば4Kをご覧いただけます。ケーブル業界としましては今後も関係業界と一緒に4Kの展開に取り組んでいく所存です。

最後8ページ、いささか蛇足的になりますが、ケーブル業界ではパススルーで家庭まで8Kを伝送しているお客様は約339万世帯いらっしゃいます。今回のNHKさんの発表の中で、来年東京オリンピック・パラリンピック後に8Kに関し、経費等を見直し、その在り方を検討するとおっしゃっていますが、左旋の4Kチャンネルへの影響も含め、先ほどの4K化の課題解決にも大きく関係すると思われ、大変な関心を持って注視させていただく所存です。

また蛇足ついでにもう一点、ネットへの取組が今後どのように展開されるのか。NHKさんの動きが結果として民放さんも含めた日本全体の放送のネット化に大きく影響すると思われ、これまた大変な関心を持って注視させていただく所存です。放送のネット化の進展により、将来的にケーブル業界の一つの使命である地上波の再放送という役割の価値が低下するような時期が来るのか、衛星多チャンネルとともに歩んできたケーブル業界において、その競合とも言えるネットサービスのOTTを求めるお客様の声が急速に高まりつつある状況の中で、あれこれ夢想する毎日であります。

【林構成員】

林でございます。

衛星放送協会様の資料の5頁のところで、「著作権等の権利処理に関し、現状では多くの課題があるのが実態」という部分についてでございますが、これについて、具体的にどのような課題があるのか敷衍してお教えいただきたいと存じます。確か数年前にIPマルチキャストは有線放送と同等に、という著作権法改正は行われたと記憶していますが、ご指摘されているNHKの権利処理の知見の共有という話の他に、ユニキャストの同時配信については従来通りの権利処理のまま、すなわち従来通りの「自動公衆送信」のまま、ですので、これを今後どうするかという制度改正の話もあるかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

【岡本専務理事】

岡本です。

今、先生のおっしゃるとおりでして、我々が今、苦勞していますのは、番組的に駄目だということと全部が駄目になるというか、一部黒にするような作業を行ってまでやっていらっしゃる所もありますが、おっしゃるように同時再送信なので、異時ではないので、最終的にはそういう同時で全ての作品が見られるようなことになっていければ一番良いと思っています。

【長田構成員】

長田でございます。よろしくお願いいたします。

衛星放送協会さんへの質問ですが、4 ページ目の「民間では採算的に対応、取組が困難な部分、分野」というのは、具体的にどういう部分、分野なのかを教えてくださいたいと思います。

【岡本専務理事】

基本的には、採算的にというのは、例えば今ですと、もう時代劇の番組はなかなか制作費が高くて制作量が減っているわけです。ただ、NHKさんはそういうことであれば、大河というか時代劇は継続していただきたいと思います。先般、これは8 K 作品で、4 K 放送もされましたけれども、スペシャルドラマで「ストレンジャー～上海の芥川龍之介～」なんていうすばらしい、私はこれに制作費が幾らかかったかは理解しておりませんが、非常にすばらしい作品をお作りになっています。そういう我々にはできない部分はあると思うので、そういうところは採算という意味です。

【関口構成員】

神奈川大学の関口でございます。どうもご説明ありがとうございました。

衛星放送協会様にご質問させていただきます。8 ページ、9 ページですけれども、8 ページ最後のところで、多様なジャンルの視聴ニーズを満たす有料放送を視聴しやすい環境を構築するために、受信料低減化を希望されているということですが、この低減水準はどの程度お考えなのかについてお伺いしたいと思います。

先ほど、民間放送連盟様からは動画配信サービスの料金水準を視野に入れて、その程度がマーケットの要求なのではないかというご説明をいただきましたが、衛星放送事業者さんにとってはこの動画配信サービスの料金水準が視野にあるのかどうか。それは顧客層が全く違うので関係ないということかもしれませんが、両方についてご説明いただければ幸いです。

【岡本専務理事】

基本的には個人的意見も入りますけれども、1 円でも安いほうがありがたいのは事実です。ただし、どの辺がというと、これは長年の受信料制度の中で来ていますので、この2、3 年の中期経営計画の中でそれを将来的に、例えば民放連さんがお示しになった程度であれば、満足かどうかは別にして、そちらのほうがありがたいのはもちろんなので、一つの基準としてそうであれば、それは一つのバーにさせていただいても結構です。バーは低いほうがありがたいのは間違いないですが、今すぐ一挙にできるかという問題は確かにあると思うので、それは長期的な問題として捉えていただければと思っています。

【関口構成員】

ありがとうございます。今のご説明で大分よく分かってきましたが、衛星事業者さんとしてはこのNHKの衛星契約に付加的にさらに受信契約をしなければいけないわけです。その時に、後段の質問に絡むのですが、動画配信サービスそのものの水準は視野にあるのでしょうか。

【岡本専務理事】

各チャンネル様の判断なので、私どもは当然コンテンツとのバランスです。結局、視聴者が選ぶのはコンテンツなので、それに合う価値のある料金を設定することになると思うので、最終的にはコンテンツ勝負しかないと捉えております。これは各チャンネルで意見は違うかもしれませんが、基本的には安いほうが当然普及は広がるでしょうから、その辺のバランスだと思っています。内容とのバランス等々含めて各チャンネルがお考えになると思っています。

【多賀谷分科会長】

ケーブルテレビ連盟の場合は、サービスは3, 100 万世帯以上に及んでいると。しかし、そのうち4 K サービスが可能な世帯は500 万世帯ぐらいですか。今後、地上ローカルが特に4 K 放送するのに周波数的な限界があるということで、将来的に4 K 放送についてケーブルテレビが今後ど

のような役割を果たしていくかということについて、展望がありましたらお教えてください。

【林専務理事】

ご存じのとおり、現状においては4Kが衛星経由になっておりまして、ご指摘のとおり、地上波では現時点では4Kは存在しないということですが、ネットを通じて4Kも今後出てくるでしょうし、スピード感はなかなか分かりませんが、4K化は進んでいくとは思っております。私どもが衛星経由の再放送という形でお手伝いさせていただいている立場からいけば、先ほどご指摘したような課題がありますので、ケーブル業界として果たせる役割は限りがありますけれども、一緒に推進していきたいと思っております。

【多賀谷分科会長】

ありがとうございました。

それでは本日も活発なご議論をありがとうございました。構成員の方におかれましては、もしも追加のご質問がありましたら事務局にご連絡いただければと思います。

次回はNHKから、本日の指摘も踏まえたヒアリングを行いたいと思います。

それでは、以上をもちまして公共放送の在り方に関する検討分科会第8回会合を閉会いたします。本日はありがとうございました。